

# 全日本消防人共済会地震等災害見舞金給付規程

## 第1条 目的

生活協同組合全日本消防人火災共済の火災共済に加入する契約者が地震等自然災害によって共済の目的に損害を受けた時は、この規程の定めるところにより地震等災害見舞金（以下、「災害見舞金」という。）を給付する。

## 第2条 災害見舞金の給付対象

災害見舞金の給付対象は、共済の目的たる建物または動産について、地震（津波を含む。）又は噴火によって生じた損害とする。

## 第3条 災害見舞金の額

### 【B型・C型火災共済共通】

災害見舞金の額は下表の損害の程度に応じて給付金を支払う。

契約口数	損害の程度（区分）及び給付額			
	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊
5 口	一律 2万円		—	
10 口以上	10万円	7万円	5万円	2万円

\* 各自治体が発行する罹災証明書にもとづき損害の程度を判定する。（半壊以上は罹災証明書に区分が記載されている必要がある。記載なき場合は一部損壊とみなす。）

なお、津波による床上浸水のみの場合の損害程度の区分は、床上浸水 2 m 以上を全壊、1 m 以上 2 m 未満を大規模半壊、50 cm 以上 1 m 未満は半壊、50 cm 未満を一部損壊とする。（建物の損壊を伴わないもの。）

\* ただし、B型、C型双方への加入があり、いずれの契約においても給付対象となる場合であっても当該給付金は、いずれか一方の契約においてのみ給付対象とする。（二重で受け取ることはできない。）

#### **第4条 災害見舞金の請求**

災害見舞金の給付を受けようとする者は、「災害見舞金請求書」のほかに、次の事項に掲げる書類を添えて、支部を経由して本組合に提出しなければならない。

- (1) 市町村長または消防署の罹災証明書
- (2) 被災現場の写真
- (3) その他本組合が必要と判断した書類

#### **第5条 災害見舞金の給付範囲**

災害見舞金は、原則第6条の地震等災害見舞金の範囲において給付する。  
2 大規模な地震等により、災害見舞金の給付額が地震等災害見舞金積立金の範囲を超えることとなる場合は、理事会の議決を経て、災害見舞金の分割払い、支払の繰延又は減額若しくは消滅をすることができるものとする。

#### **第6条 地震等災害見舞金積立金**

定款第82条（その他剰余金処分）の規定に基づき、毎事業年度の火災共済事業剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を地震等災害見舞金積立金として積み立て、災害見舞金の給付に充てるものとする。

#### **第7条 雜則**

この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

#### **附 則**

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日より施行する。